

改正案	現 行
<p>電波法関係審査基準 第1章～第14章（略） 附則（略） 別添1～8（略） 別表1～3（略） 別紙1（略） 別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 第1～第2（略） 第3 衛星関係 1 システム別基準 (1)～(6)（略） (7) <u>人工衛星局の中継により移動体SNG携帯移動地球局、ESV携帯移動地球局又はヘリサット携帯移動地球局と通信を行う携帯基地地球局</u> ア 用語の定義 (ア)・(イ)（略） (ウ) <u>「ヘリサット携帯移動地球局」とは、設備規則第49条の24の3に規定するものをいう。</u> イ～エ（略） オ 周波数 (ア) <u>移動体SNG携帯移動地球局又はヘリサット携帯移動地球局と通信を行うもの</u>にあつては、14.0GHzを超え14.5GHz以下の周波数の電波を送信するものであること。 (イ)（略） カ（略） (8)～(9)（略） (10) <u>ヘリサット携帯移動地球局</u> <u>ヘリサット携帯移動地球局の審査は、次の基準により行う。</u> ア <u>無線局の目的</u> <u>「電気通信業務用」であること。</u> イ <u>通信事項</u></p>	<p>電波法関係審査基準 第1章～第14章（略） 附則（略） 別添1～8（略） 別表1～3（略） 別紙1（略） 別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 第1～第2（略） 第3 衛星関係 1 システム別基準 (1)～(6)（略） (7) <u>人工衛星局の中継により移動体SNG携帯移動地球局又はESV携帯移動地球局と通信を行う携帯基地地球局</u> ア 用語の定義 (ア)・(イ)（略） イ～エ（略） オ 周波数 (ア) <u>移動体SNG携帯移動地球局と通信を行うもの</u>にあつては、14.0GHzを超え14.5GHz以下の周波数の電波を送信するものであること。 (イ)（略） カ（略） (8)～(9)（略）</p>

「電気通信業務に関する事項」であること。

ウ 通信の相手方

免許人又は免許人と契約等を締結している者所属の人工衛星局であること。

エ 移動範囲等

(ア) 常置場所

携帯基地地球局の無線設備の設置場所又はヘリコプターの定置場その他適当であると認められる場所であること。

(イ) 移動範囲

「全国及び日本周辺海域並びにこれらの上空」の範囲内であること。

オ 占有周波数帯幅及び空中線電力

(ア) 占有周波数帯幅

別紙2第3の1(1)エ(オ)の基準のとおりであること。

なお、伝送速度は、ローターブレードによる遮断率が0%であるときの伝送速度を用いること。

(イ) 空中線電力

別紙2第3の1(1)エ(カ)の基準のとおりであること。

カ 工事設計等

(ア) 周波数の許容偏差

送信周波数の偏差は100 ppm以下であること。

(イ) 不要発射等の強度

別紙2第3の1(1)エ(キ)の基準のとおりであること。

(ウ) 軸外輻射電力

設備規則第49条の24の3第2号の規定に適合するものであり、他の衛星方向への輻射電力に関し、事業者間調整値等の制限がある場合には、当該制限値以下であること。

(エ) 最大電力密度

別紙2第3の1(1)エ(ク)の基準のとおりであること。

(11) 海洋観測用ブイに開設する無線局でインマルサット人工衛星の中継により無線通信を行う地球局
ア～カ (略)

2・3 (略)

(10) 海洋観測用ブイに開設する無線局でインマルサット人工衛星の中継により無線通信を行う地球局
ア～カ (略)

2・3 (略)

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1)～(15) (略)

(16) ヘリサット携帯移動地球局

ヘリサット携帯移動地球局(この(16)において設備規則第49条の24の3に規定する携帯移動地球局をいう。)であって、包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1に定める基準によるほか、次の基準により行う。

ア 運用開始の予定期日

運用開始の予定期日は、原則として免許の日から6か月以内であること。

イ 最大運用数

最大運用数は、運用開始の日(再免許申請の場合にあつては、再免許の日)以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度末の利用者数(運用数)見込み及びその算出根拠が、過去の実績、今後の事業計画等から妥当と認められるものであること。

ウ 工事設計等

施行規則第15条の3に掲げる規格に該当するものであるとともに、適合表示無線設備であること。

2・3 (略)

附 則

この訓令は、平成 年 月 日から施行する。

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1)～(15) (略)

2・3 (略)